

大子町新型コロナウイルス感染症対策登録制度

たき丸^{認定}あんしん登録店

「たき丸認定あんしん登録店」とは

新型コロナウイルス感染症対策を実施する町内のホテル・旅館、飲食店について、大子町が登録する制度を設けることにより、町民の方や観光客の皆さまに安心・安全に利用できる環境を整備することを目的とした制度です。

この登録マークが安心・安全の目印です！



対象施設

○ホテル・旅館

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けた同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業を行う者が当該許可に基づき営業する施設。

○飲食店

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けた食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1項第1号に規定する飲食店営業を行う者が当該許可に基づき町内において営業する施設。

申請から登録までの流れ

①登録申請

提出書類

- ・たき丸認定あんしん登録店登録申請書（様式第1号）
- ・営業許可証の写し
- ・感染拡大予防チェックシート



②登録内容の審査

登録申請書類の確認や必要に応じて現地調査等を実施（※）



③登録完了

- ・ステッカー及びのぼりを交付
- ・大子町ホームページ等に登録施設情報を掲載

※茨城県が実施する「いばらきアマビエちゃん」の登録を受けた施設においては現地調査等を省略。